# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月20日提出

【計算期間】 第64期(自 2024年7月23日至 2025年7月22日)

【ファンド名】 公社債投信7月号

【発行者名】アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 新屋敷 昇

【連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 050-5785-6187

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ファンドの基本的性格1)商品分類

単位型投信· 追加型投信	投資対象地域			象資産 D源泉)
	国	内	<b>株</b>	式
単位型投信			債	券
	海	外	不動產	主投信
追加型投信			その何	也資産
	内	外	(	)
			資産	複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。 追加型投信 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉と する旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

#### 2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株		II. 514	
债券	年4回	北米	ファミリーファンド
一般	年6回	欧洲	ファミリーファンド
公债	(陽月)	EA 711	
社債	CHM 23.2	アジア	
17693	年 12 回	6.5.6	
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
不動產投信	1000-01011	ON INCOMENTS	ファンド・オブ・
	その他	アフリカ	ファンズ
その他資産	( )	Commission and the Commission of the Commission	AUNTO CONTROLLA
(投資信託証券 (债		中近東	
券 一般))	i i	(中東)	
资度複合		エマージング	
( )			
资產配分固定型			
资産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(債券 一般)) 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

日本 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいいます。 ファミリーファンド

ン・ス・ノー 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるもの を除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームペー ジ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

# 公社債で運用します。

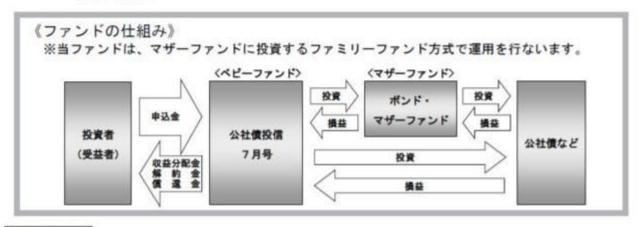
- ・国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」にも投資します。
- ・原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全 性を重視した運用を行ないます。
- ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に 投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあり ます。

# **夕** 基本運用スタンス

- ・元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。
   金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考えられるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これに基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

# ② 公社債投信は12本のファンドで構成されています。

・公社債投信は、公社債投信 1 月号から公社債投信 12 月号の 12 本のファンドで構成されています。



#### 主な投資制限

- 株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

#### 分配方針

・毎決算時に、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当します。 決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 信託金限度額

- ・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### (2)【ファンドの沿革】

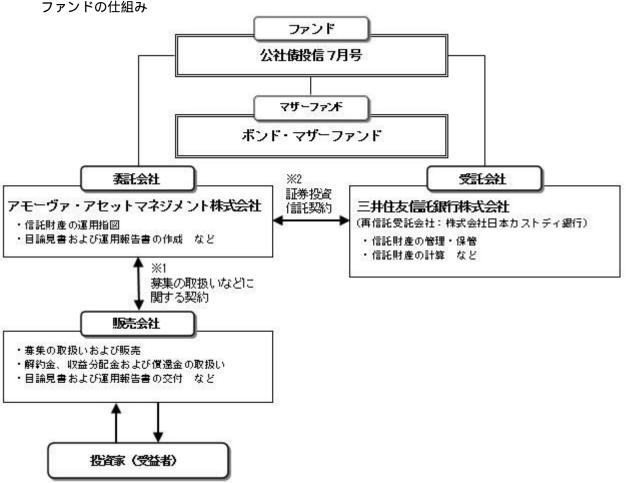
1961年7月24日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始
- 2000年11月27日
- ・「ボンド・マザーファンド」運用開始

2001年7月20日

・「予想分配型」商品から「実績分配型」商品へ移行

#### (3)【ファンドの仕組み】



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資
- 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

# 委託会社の概況

- 1)資本金(2025年7月末現在) 17,363百万円
- 2)沿革

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から 「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

#### 3)大株主の状況(2025年7月末現在)

	,,	<del></del>   <del></del>   14- 144-	
名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

#### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの 中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

#### (2)【投資対象】

< 公社債投信7月号> 「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とし ます。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  1)有価証券(株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。)
  2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条の 3 および第18条の8に定めるものに限ります。)
- 3)金銭債権
- 4)約束手形
- 5)為替手形

す

- 国債証券 1 )
- ) 地方債証券
- ) 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であっ て当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (会社法施行間の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 みます。)に限ります。) )特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- )コマーシャル・ペーパー )外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)~6)の証券の性質を有するもの )投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または 外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に
- 類する証券 9)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。) 10)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 は共にまっされるべきもの

『に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲 げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1)預金
- ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

- 3) コール・ローン 4) 手形割引市場において売買される手形 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 次の取引ができます。
- 1) 先物取引等 2) スワップ取引
- 3)有価証券の貸付 4)資金の借入
- < ボンド・マザーファンド >
  - わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします
  - ・投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1)有価証券(株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。) 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条お よび第14条に定めるものに限ります。)
  - 3)金銭債権
  - 4)約束手形

5)為替手形 主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に 主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に

- 1)国債証券
- )地方債証券
- ) 特別の法律により法人の発行する債券
- )社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であっ て当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 みます。) に限ります。) 5)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- コマーシャル・ペーパー
- 6) コマーンマル・ハーハー 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)~6)の証券の性質を有するもの 8)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または 外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に 類する証券
- 9)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証
- 参に限ります。) 10)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- )預金
- 3)コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- )貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等 2) スワップ取引 3) 有価証券の貸付

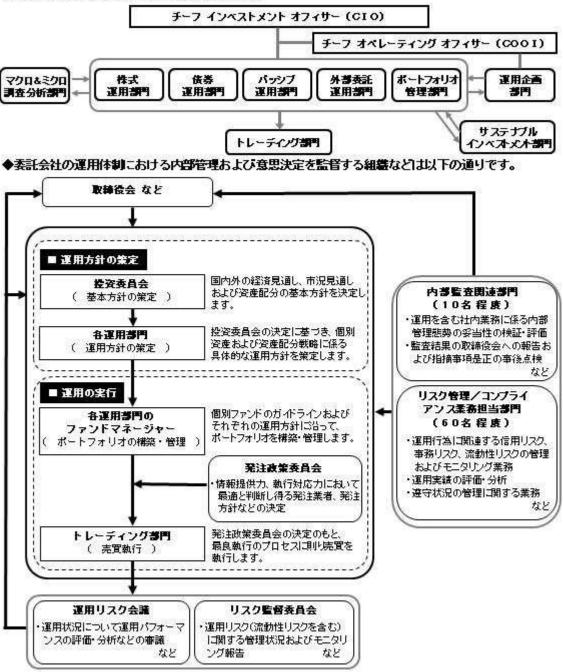
投資対象とするマザーファンドの概要<ボンド・マザーファンド>

<u> </u>	<u>フト・マサーファント</u>	<i>'</i>
運用	の基本方針	
	基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。
	投資方針	わが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定 した収益の確保をめざして運用を行ないます。
	主な投資制限	・株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファ	ンドに係る費用	
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費 用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その	他	
	委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 2025年9月1日付けで「日興アセットマネジメント株式会社」から変更
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	信託期間	無期限 (2000年11月27日設定)
	決算日	毎年11月19日 (19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日 が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。)

# (3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

#### ◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



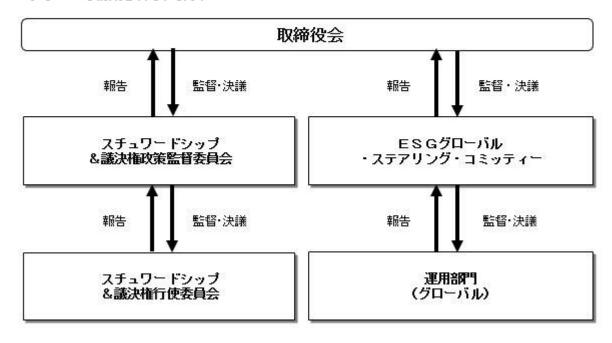
#### 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

#### ◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置 する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行な うこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占める メンバーで構成されています)



上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

収益分配方針

、毎決算時に、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を収益分配金に充当します。 ・ただし、決算日に純資産総額が信託財産の元本の額(1万口当たり1万円とします。)の総額(以下「元本総額」といいます。)を超過していない場合には、翌期以降の決算日に超過するまで分配は行ないません。つまり、決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないませ

ん。 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後10日以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで) から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5)【投資制限】

約款に定める投資制限 <公社債投信7月号>

- 1)株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ない
- 2)外貨建資産への投資は行ないません。
- 2)外員建資産への投資は行ないません。
  3)信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に令めて取り扱うまのとします。

  - 等元物取引と類似の取引を次の範囲で17なりことができます。 なの、 とのでは、オファッコン取引に含めて取り扱うものとします。
    イ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
    ロ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1日の第4日に現ばス全融商品で運用している類の範囲内とします。
  - 号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にか かる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内 とします。
- 4)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にか

かる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこ

- れらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。 イ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第18条第 2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。)の時価総額の範囲内と
- ロ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲
- はる紀代育間記分にかかる利益金のよび慢送金寸ならびに割まずも成業をです。 げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時 点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプ ション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上 回らない範囲内とします
- 5)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」と
  - るたる元をより正文成り並行とていた年を一定の宗什のもとに父撰9 る取引(以下・スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。 イ)スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではプロスサート
  - ロ)スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額
  - の言言領(以下・スプップ取引の思定元本の言言額」といれます。 )が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
    ハ)ロ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価
- ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  6)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  7)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
  ()をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 囲内

  - 四内 口)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内 ハ)借入れを行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の
- 日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
  8)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  9)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします

としてす。 投資対象とする「ボンド・マザーファンド」の約款において上記投資制限は設けませんが、投資対象マザーファンドが投資する各エクスポージャーについては、当ファンドの純資産総額に対する投資対象マザーファンドの時価総額の割合に応じて、当ファンドの各エクスポージャーとして上記投資制限に従い適切に管理されます。 < ボンド・マザーファンド>

- )株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ない
- 1)株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付在債券を含みよす。)への投資は行ないません。
  2)外貨建資産への投資は行ないません。
  3)信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うまのとします。

  - 等元初取引と類似の取引を次の範囲で打なりことができます。なの、度が権取引は、オフタョン取引に含めて取り扱うものとします。
    イ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
    ロ)先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債託券に対める利払金額とで提売金額を取り、100倍に対策が 限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1 号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にか

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

かる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内

- かる文払いフレミアム額の占計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  4)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
  イ)先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項ま1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。 ます
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け
  - ロ)光物取引の負達のよびブット・オブショブの元刊は、建立の言計額が、信託財産が限月までに受け 取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲 げる金融商品で運用している額の範囲内とします。 ハ)コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時 点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプ ション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上 回らない範囲内とします。
- に関する場合の対策的は理用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。 5)信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、
  - イ)スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ロ)スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  6)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  7)デリバティブ取引等について、一般を必須を扱うないます。
- により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

# 3【投資リスク】

#### (1)ファンドのリスク

ップァンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリス クを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。 ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財産が10円に対象を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財産が10円に対象に対象により、基準価額が17度に、場合を納ることがあります。
- 務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

#### 当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合に は価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅 は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。 その価格変動幅 流動性リスク

加制性が入り 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさ に影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却 できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結 果、不測の損失を被るリスクがあります。 信用リスク

- 信用リスク
   ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
   ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
   ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- する要因となります。

#### <その他の留意事項>

- くての他の留息事項>
  ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
  証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することまあります。
- り、 製金の取り扱いを停止することもあります。 ・投資対象とする投資信託証券に関する事項 ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資 する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該 投資はまます。 合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの
- に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があり ます
- 運用制限や規制上の制限に関する事項 関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会 社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連し て、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影
- 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

# (2)リスク管理体制

〈委託会社におけるリスク管理体制 > 取締役会 報告 コンプライアノス リスク監督委員会 監督委員会 監督/ 監督/ 報告/ 報告/ 改善方針 是正指導 提案 提案 リスク管理/コンプライアンス業務担当部門 リスク・バフォーマンスの 法令など遵守状況の 評価・分析とリスク管理 モニタリング 評価·分析 tiz モニタリング 是正指導など 運用リスク会議 フィードバック 改善方針など 運用部門

#### 全社的リスク管理

**全在的リスク管理**当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク(流動性リスクを含む)、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク(事務リスクを含む)など)に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めており ます

**運用状況の評価・分析および運用リスク管理** ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況をモ ファンド財産について連用状況の評価・分析および連用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。 法令など遵守状況のモニタリング 運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正行導が行なわるなど、適切に管理・監督を行ない書す。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

ありません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 換金時に、下記の換金手数料が換金額から差し引かれます。

.....1万口につき 27円50銭(税抜25円)

1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の換金 ..............1万口につき 110円(税抜100円) 2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の換金

...1万口につき 11円(税抜10円)

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の換金 2017年7月20日以降の購入分(2017年8月号からの新規設定分)の換金 2017年7月20日以降の購入分(2017年8月号からの新規設定分)の換金 ………1万口につき 2円20銭(税抜2円)以内の販売会社が定める額 ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限ります。)は、解約請求の場合に換金手数料を徴収しないことができます。 換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

信託財産留保額 ありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に対し、年0.707%以内の率で、原則として次に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は直前10営業日間における基準価額(1万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。)の年換算騰落率に応じて次に掲げる範囲内の率とします。

信託報酬の配分

・信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

年換算騰落率			本額(1万口)	当たり1万円)	×信託報酬率
		合 計	委託会社	販売会社	受託会社
7%超の場	合	0.7070%	0.1730%	0.4840%	0.0500%
6%超	7%以下の場合	0.6464%	0.1582%	0.4425%	0.0457%
5%超	6%以下の場合	0.5427%	0.1328%	0.3715%	0.0384%
4%超	5%以下の場合	0.4393%	0.1075%	0.3007%	0.0311%
0.40%超	4%以下の場合	0.4000%	0.0979%	0.2738%	0.0283%
0.35%超	0.40%以下の場合	0.3500%	0.0856%	0.2396%	0.0248%
0.30%超	0.35%以下の場合	0.3000%	0.0734%	0.2054%	0.0212%
0.25%超	0.30%以下の場合	0.2500%	0.0612%	0.1711%	0.0177%
0.20%超	0.25%以下の場合	0.2000%	0.0490%	0.1369%	0.0141%
0.15%超	0.20%以下の場合	0.1500%	0.0367%	0.1027%	0.0106%
0.14%超	0.15%以下の場合	0.1000%	0.0244%	0.0685%	0.0071%
0.13%超	0.14%以下の場合	0.0840%	0.0206%	0.0575%	0.0059%
0.12%超	0.13%以下の場合	0.0680%	0.0166%	0.0466%	0.0048%
0.11%超	0.12%以下の場合	0.0520%	0.0127%	0.0356%	0.0037%
0.10%超	0.11%以下の場合	0.0360%	0.0089%	0.0246%	0.0025%
0.09%超	0.10%以下の場合	0.0200%	0.0049%	0.0137%	0.0014%
0.08%超	0.09%以下の場合	0.0180%	0.0044%	0.0123%	0.0013%
0.07%超	0.08%以下の場合	0.0160%	0.0039%	0.0110%	0.0011%
0.06%超	0.07%以下の場合	0.0140%	0.0034%	0.0096%	0.0010%
0.05%超	0.06%以下の場合	0.0120%	0.0030%	0.0082%	0.0008%
	0.05%以下の場合	0.0100%	0.0025%	0.0068%	0.0007%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情 報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

支払時期

信託報酬(販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末および 信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産か ら支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費 用。

7.0。 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目 的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

- < 投資対象とするマザーファンドに係る費用 > ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料・信託事務の処理に要する諸費用

- ・信託財産に関する租税など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 \*監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異 なりますので、表示することができません。

# (5)【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

- 個人受益者の場合
  1)収益分配金の取扱い
  - ・収益分配金が課税対象であり、20.315%(所得税15.315%、地方税 5 %)の税率による源泉徴収(原 則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税を選択 することもできます
- 2) 償還金・解約金の取扱い
  - ) [[遠金・解約金の取扱い ・解約時および[[遺時の個別元本超過額については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および 地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収 ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方 税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 確定申告等により、解約時および[[遺時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および[[遺時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利 子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算 が可能です
- が可能です。
  3)財形貯蓄制度の取扱い
  ・財形貯蓄制度(「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。)をご利用の場合、お一人につき元金550万円(既に利用している場合は、その金額を差し引いた額)までについて上記の税金はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が換金した時からさかのぼって過去5年間に支払われた当該受益者にかかる収益分 配金に対して20.315%が追徴課税されます。
  - ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。\_\_\_
- 4)マル優制度の取扱い

- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。 上記は2025年10月20日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め

します。

#### 5【運用状況】

# 【公社債投信7月号】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	99,918,590	1.44
地方債証券	日本	312,365,685	4.51
特殊債券	日本	200,022,049	2.88
親投資信託受益証券	日本	6,285,924,321	90.66
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		35,375,259	0.51
合計 (純資産総額)		6,933,605,904	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 ( 円 )	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ボンド・マザー ファンド	6,022,153,977	1.0436	6,284,773,829	1.0438	6,285,924,321			90.66
日本	地方債証券	平成27年度第1 1回京都府公募公 債	112,400,000	99.97	112,373,815	99.97	112,373,815	0.469	2025/12/18	1.62
日本		第76回政府保証 地方公共団体金融 機構債券	100,000,000	100.01	100,018,713	100.01	100,018,713	0.425	2025/9/12	1.44
日本		第258回政府保 証日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	100,000,000	100.00	100,003,336	100.00	100,003,336	0.386	2025/10/31	1.44
日本		平成27年度第1 回静岡市公募公債	100,000,000	99.99	99,999,338	99.99	99,999,338	0.476	2025/11/25	1.44
日本		平成27年度第7 回神戸市公募公債	100,000,000	99.99	99,992,532	99.99	99,992,532	0.479	2025/12/15	1.44
日本		第454回利付国 債(2年)	100,000,000	99.91	99,918,590	99.91	99,918,590	0.100	2025/11/1	1.44

# ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	1.44
地方債証券	4.51
特殊債券	2.88
親投資信託受益証券	90.66
合 計	99.49

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
	<b>期</b> 別	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第55計算期間末	(2016年 7月19日)	12,195	12,201	1.0000	1.0005
第56計算期間末	(2017年 7月19日)	11,194	11,195	1.0000	1.0001
第57計算期間末	(2018年 7月19日)	10,493	10,493	0.9998	0.9998
第58計算期間末	(2019年 7月22日)	9,887	9,887	0.9998	0.9998
第59計算期間末	(2020年 7月20日)	9,441	9,441	0.9998	0.9998
第60計算期間末	(2021年 7月19日)	8,818	8,818	0.9998	0.9998
第61計算期間末	(2022年 7月19日)	8,124	8,124	0.9998	0.9998
第62計算期間末	(2023年 7月19日)	7,575	7,575	1.0000	1.0000
第63計算期間末	(2024年 7月22日)	7,120	7,125	1.0000	1.0006
第64計算期間末	(2025年 7月22日)	6,687	6,699	1.0000	1.0018
	2024年 7月末日	7,406		1.0000	
	8月末日	7,363		1.0001	
	9月末日	7,313		1.0002	
	10月末日	7,279		1.0002	
	11月末日	7,258		1.0003	
	12月末日	7,219		1.0004	
	2025年 1月末日	7,151		1.0006	
	2月末日	7,080		1.0007	
	3月末日	7,008		1.0009	
	4月末日	6,888		1.0012	
	5月末日	6,828		1.0014	
	6月末日	6,761		1.0017	
	7月末日	6,933		1.0001	

# 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第55期	2015年 7月22日~2016年 7月19日	0.000481
第56期	2016年 7月20日~2017年 7月19日	0.000065
第57期	2017年 7月20日~2018年 7月19日	0.000000
第58期	2018年 7月20日~2019年 7月22日	0.000000
第59期	2019年 7月23日~2020年 7月20日	0.000000
第60期	2020年 7月21日~2021年 7月19日	0.000000
第61期	2021年 7月20日~2022年 7月19日	0.000000
第62期	2022年 7月20日~2023年 7月19日	0.000000
第63期	2023年 7月20日~2024年 7月22日	0.000637
第64期	2024年 7月23日~2025年 7月22日	0.001823

#### 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第55期	2015年 7月22日~2016年 7月19日	0.05
第56期	2016年 7月20日~2017年 7月19日	0.01
第57期	2017年 7月20日~2018年 7月19日	0.02
第58期	2018年 7月20日~2019年 7月22日	0.00
第59期	2019年 7月23日~2020年 7月20日	0.00
第60期	2020年 7月21日~2021年 7月19日	0.00
第61期	2021年 7月20日~2022年 7月19日	0.00
第62期	2022年 7月20日~2023年 7月19日	0.02
第63期	2023年 7月20日~2024年 7月22日	0.06
第64期	2024年 7月23日~2025年 7月22日	0.18

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第55期	2015年 7月22日~2016年 7月19日	825,860,978	1,551,084,638
第56期	2016年 7月20日~2017年 7月19日	750,179,276	1,750,732,847
第57期	2017年 7月20日~2018年 7月19日	709,392,625	1,408,883,718
第58期	2018年 7月20日~2019年 7月22日	643,574,967	1,249,631,492
第59期	2019年 7月23日~2020年 7月20日	606,520,450	1,051,814,071
第60期	2020年 7月21日~2021年 7月19日	508,807,429	1,132,136,605
第61期	2021年 7月20日~2022年 7月19日	436,402,180	1,131,025,495
第62期	2022年 7月20日~2023年 7月19日	349,678,542	899,884,728
第63期	2023年 7月20日~2024年 7月22日	330,506,176	785,379,602
第64期	2024年 7月23日 ~ 2025年 7月22日	309,823,130	743,135,545

### (参考)

ボンド・マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	6,471,014,635	14.68
地方債証券	日本	2,501,504,823	5.68
特殊債券	日本	5,220,275,641	11.84
社債券	日本	28,774,988,258	65.29
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,105,378,515	2.51
合計 (純資産総額)		44,073,161,872	100.00

#### 投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

# イ.評価額上位銘柄明細

国・ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	社債券	第16回NTTファ イナンス株式会社無 担保社債(社債間限 定同順位特約付)	1,500,000,000	99.82	1,497,410,141	99.82	1,497,410,141	0.180	2025/12/19	3.40
日本	国債証券	第1319回国庫短 期証券	1,500,000,000	99.38	1,490,833,584	99.38	1,490,833,584		2026/7/21	3.38
日本	社債券	第4回野村ホール ディングス株式会社 無担保社債(担保提 供制限等財務上特約 無)	1,400,000,000	100.00	1,400,026,915	100.00	1,400,026,915	0.600	2025/9/5	3.18
日本	社債券	第16回アサヒグ ループホールディン グス株式会社無担保 社債(特定社債間限 定同順位特約付)	1,400,000,000	99.54	1,393,645,316	99.54	1,393,645,316	0.080	2026/3/13	3.16
日本	社債券	第30回KDDI株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1,300,000,000	99.91	1,298,895,974	99.91	1,298,895,974	0.210	2025/10/27	2.95
日本	地方債証券	第6回横浜市公募公 債(20年)	1,200,000,000	100.26	1,203,165,693	100.26	1,203,165,693	2.220	2025/9/19	2.73
日本	社債券	第23回JA三井 リース株式会社無担 保社債(社債間限定 同順位特約付)	1,200,000,000	99.68	1,196,206,019	99.68	1,196,206,019	0.300	2026/3/9	2.71
日本	社債券	第4回株式会社 ファーストリテイリ ング無担保社債(特 定社債間限定同順位 特約付)	1,000,000,000	100.04	1,000,486,025	100.04	1,000,486,025	0.749	2025/12/18	2.27
日本	社債券	第184回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	99.97	999,730,528	99.97	999,730,528	0.210	2025/10/14	2.27
日本	国債証券	第 1 2 9 4 回国庫短 期証券	1,000,000,000	99.67	996,773,280	99.67	996,773,280		2026/3/23	2.26
日本	国債証券	第1288回国庫短 期証券	1,000,000,000	99.66	996,647,552	99.66	996,647,552		2026/2/20	2.26
日本	国債証券	第1300回国庫短 期証券	1,000,000,000	99.61	996,104,810	99.61	996,104,810		2026/4/20	2.26
日本	国債証券	第1307回国庫短 期証券	1,000,000,000	99.55	995,528,461	99.55	995,528,461		2026/5/20	2.26
日本	国債証券	第1313回国庫短 期証券	1,000,000,000	99.51	995,126,948	99.51	995,126,948		2026/6/22	2.26
日本	社債券	第6回サントリー ホールディングス株 式会社無担保社債 (社債間限定同順位 特約付)	1,000,000,000	99.51	995,126,870	99.51	995,126,870	0.220	2026/6/2	2.26
日本	社債券	第42回東日本旅客 鉄道株式会社無担保 普通社債(社債間限 定同順位特約付)	900,000,000	100.24	902,243,412	100.24	902,243,412	2.110	2025/9/19	2.05
日本	社債券	第85回中日本高速 道路株式会社社債 (一般担保付、独立 行政法人日本高速道 路保有・債務返済機 構併存的債務引受条 項付)	800,000,000	99.92	799,404,676	99.92	799,404,676	0.070	2025/10/21	1.81
日本	社債券	第19回キリンホー ルディングス株式会 社無担保社債(社債 間限定同順位特約 付)	800,000,000	99.40	795,213,887	99.40	795,213,887	0.090	2026/6/3	1.80

							1月111111111111111111111111111111111111	分拟古首	【(内国投)	<u> 貝恰武</u>
日本	社債券	第5回東急株式会社 無担保社債(社債間 限定同順位特約付) (サステナビリティ ボンド)	700,000,000	99.82	698,745,824	99.82	698,745,824	0.110	2025/12/10	1.59
日本	社債券	第36回三井住友 ファイナンス&リー ス株式会社無担保社 債(社債間限定同順 位特約付)	700,000,000	99.48	696,383,280	99.48	696,383,280	0.260	2026/6/15	1.58
日本	社債券	第23回株式会社大 和証券グループ本社 無担保社債(社債間 限定同順位特約付)	600,000,000	100.01	600,091,974	100.01	600,091,974	0.909	2025/8/12	1.36
日本	社債券	第79回西日本高速 道路株式会社社債 (一般担保付、独立 行政法人日本高速道 路保有・債務返済機 構併存的債務引受条 項付)	600,000,000	99.97	599,878,819	99.97	599,878,819	0.145	2025/8/29	1.36
日本	特殊債券	第 3 7 5 回信金中金 債 ( 5 年 )	600,000,000	99.66	597,994,730	99.66	597,994,730	0.050	2026/2/27	1.36
日本	特殊債券	F 5 2 回地方公共団 体金融機構債券	500,000,000	100.51	502,590,590	100.51	502,590,590	1.781	2026/1/28	1.14
日本	社債券	第18回豊田通商株 式会社無担保社債 (社債間限定同順位 特約付)	500,000,000	100.16	500,829,653	100.16	500,829,653	1.014	2025/12/5	1.14
日本	地方債証券	平成27年度第6回 大阪市公募公債	500,000,000	99.98	499,936,238	99.98	499,936,238	0.471	2025/11/25	1.13
日本	社債券	第32回沖縄電力株式会社社債(一般担保付)	500,000,000	99.97	499,862,386	99.97	499,862,386	0.220	2025/10/24	1.13
日本	社債券	第29回西日本高速 道路株式会社社債 (一般担保付、独立 行政法人日本高速道 路保有・債務返済機 構重畳的債務引受条 項付)	500,000,000	99.76	498,824,915	99.76	498,824,915	0.310	2026/2/12	1.13
日本	社債券	第86回中日本高速 道路株式会社社債 (一般担保付、独立 行政法人日本高速道 路保有・債務返済機 構併存的債務引受条 項付)	500,000,000	99.68	498,448,788	99.68	498,448,788	0.060	2026/1/22	1.13
日本	社債券	第80回アコム株式 会社無担保社債(特 定社債間限定同順位 特約付)	500,000,000	99.57	497,887,160	99.57	497,887,160	0.280	2026/2/26	1.13

# 口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	14.68
地方債証券	5.68
特殊債券	11.84
社債券	65.29
合 計	97.49

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

第2【管理及び運営】

該当事項はありません。

#### 1【申込(販売)手続等】

(1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。 コースの選択\_\_\_

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがありま す。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 <分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース> 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

- 年1回の決算日(原則として7月19日)を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設 定を行ないます。
- ・取得の申込みは、申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。
- (4)取扱時間

原則として、取得申込受付日の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したも のを今回の申込期間の受付分とします。

(5)申込制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)申込金額

取得再込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

(7)申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。(8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すこ とができます

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます。

(10)財形貯蓄制度

) 財形貯蓄制度 ・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度(勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)、勤労者財産形成住宅 貯蓄(財形住宅貯蓄)、勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄))をご利用になれます。 ・財形貯蓄制度(「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。)をご利用になる方は、お申込 みの際に、財形住宅貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」および「財産形成非課税住宅 貯蓄申込書」を、財形年金貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「財産形成非課 税年金貯蓄申込書」を提出していただきます。 ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ ください。 財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。 ) マル優制度

(11) マル優制度

・一定の要件に該当する場合は、マル優制度(少額貯蓄非課税制度)をご利用になれます。・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を 提出していただきます。

・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ ください。

### 2【換金(解約)手続等】

#### <解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

(3)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約 には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ l1.

(4)解約手数料 解約時に、下記の解約手数料がかかります。 (4)解約時に、下記の解約手数料がかかります。 解約時に、下記の解約手数料がかかり 1962年 4 月20日以前の購入分の解約

…………1万口につき 27円50銭(税抜25円) 1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の解約

....1万口につき 110円(税抜100円)

2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の解約

11円(税抜10円) ....1万口につき

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の解約

2017年7月20日以降の購入分(2017年8月号からの新規設定分)の解約

......1万口につき 2円20銭(税抜2円)以内の販売会社が定める額

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限りま す。)は、解約手数料を徴収しないことができます。(5)解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

- 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6)手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金と解約手数料を差し引いた金額となりま す

。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

<分配金再投資コース>1口単位 <分配金受取りコース>1万口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ 110

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 (9)受付の中止および取消\_\_\_\_

- 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができま す
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

#### <買取請求による換金>

(1)買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分 とします。

(3)買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取 りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくだ さい。

(4)買取手数料 買取時に、下記の買取手数料がかかります。

.....1万口につき 27円50銭(税抜25円)

1962年4月21日以降、2001年4月19日以前の購入分の買取り

.....1万口につき 110円(税抜100円)

2001年4月20日以降、2002年4月22日以前の購入分の買取り ..............1万口につき 11円(利

11円(税抜10円)

2002年4月23日以降、2017年7月19日以前の購入分の買取り

2002年 4 月23日以降、2017年 7 月19日以前の編入700員以り 2017年 7 月20日以降の購入分(2017年 8 月号からの新規設定分)の買取り \_\_\_\_\_ 1 万口につき 2 円20銭(税抜 2 円)以内の販売会社が定める額

(5)買取価額

買取請求受付日の基準価額から買取に係る所定の税金相当額を控除した価額とします。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 「課税上の取扱い」をご覧ください。 詳しくは、

(6)手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

(7)買取単位

<分配金再投資コース>1口単位 <分配金受取りコース>1万口単位 販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(8)受付の中止および取消

- 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すこ とができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただ 受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算 日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

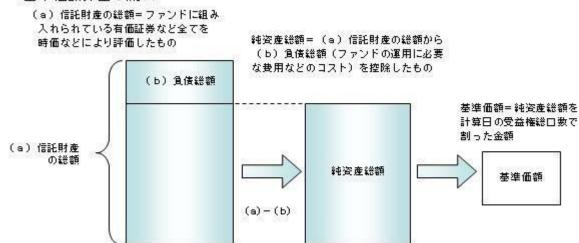
#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財 産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額を いいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

#### <基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者 に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。) ・価格情報ななり提供する価額

残存期間 1 年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

#### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします(1961年7月24日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終 了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年7月20日から翌年7月19日(19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌 日が営業日である日のうち19日に最も近い日)までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること ができます。
  - イ)受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合
  - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

八)やむを得ない事情が発生したとき

- 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。) 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約
- し繰上償還させます。
  - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむ 公告および書面の交付が困難な場合 真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその
  - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ロノ監管自庁よりとの信託契約の解約の命令を支げたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

  二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

  5)繰上償還全について

償還金について

- 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

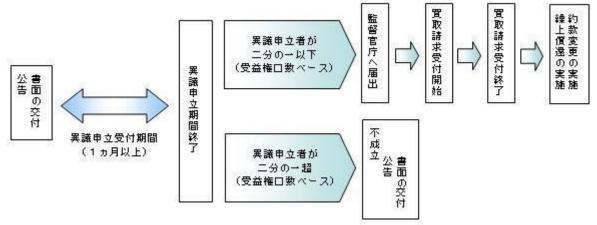
信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合 は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の
- 「異議の申立て」をご覧ください。) 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
  2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権 を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告 公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。 ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
- ・法令で定められた所要の要件 <sup>1</sup>を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法 <sup>2</sup>により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。 1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。

  - 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方

EDINET提出書類

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権 ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有
  - します。 ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権
- (2) 所当間が推 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。 (3) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期計算期間(2024年7月23日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

# 【公社債投信7月号】

# (1)【貸借対照表】

(一)【貝信対照表】		(単位:円)
	第63期 2024年 7月22日現在	第64期 2025年 7月22日現在
資産の部		
流動資産		
預金	9,233,455	-
コール・ローン	195,535,348	32,144,646
国債証券	199,710,448	99,909,860
地方債証券	501,811,407	482,369,980
特殊債券	100,197,925	300,031,988
親投資信託受益証券	6,124,108,611	5,799,773,829
未収利息	690,172	993,248
前払費用	499,822	<u>-</u>
流動資産合計	7,131,787,188	6,715,223,551
資産合計	7,131,787,188	6,715,223,551
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,535,929	12,191,231
未払解約金	6,364,430	5,280,867
未払受託者報酬	7,620	725,113
未払委託者報酬	76,143	9,535,675
その他未払費用	33,428	31,187
流動負債合計	11,017,550	27,764,073
負債合計	11,017,550	27,764,073
純資産の部		
元本等		
元本	7,120,767,719	6,687,455,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,919	4,174
元本等合計	7,120,769,638	6,687,459,478
純資産合計	7,120,769,638	6,687,459,478
負債純資産合計	7,131,787,188	6,715,223,551

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【映画及び利水並引弁目】		(単位:円)
	第63期 自 2023年 7月20日 至 2024年 7月22日	第64期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取利息	811,282	6,805,673
有価証券売買等損益	4,351,570	16,286,306
営業収益合計	5,162,852	23,091,979
営業費用		
支払利息	12,186	-
受託者報酬	7,620	725,113
委託者報酬	76,143	9,535,675
その他費用	41,764	31,187
営業費用合計	137,713	10,291,975
営業利益又は営業損失( )	5,025,139	12,800,004
経常利益又は経常損失( )	5,025,139	12,800,004
当期純利益又は当期純損失()	5,025,139	12,800,004
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	259,354	1,919
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	227,937	606,518
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	227,937	606,518
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	4,535,929	12,191,231
期末剰余金又は期末欠損金()	1,919	4,174

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に	関する注記	i )
----------------	-------	-----

<u>(重要な会計方針に係る事項に関す</u>	[る注記 )
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる 直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎と なる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月20日から翌年7月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2024年7月23日から2025年7月22日までとなっております。
/ 伐州社図書に関する法式》	日本でになってのつみす。

(貸借対照表に関する注記)

		第63期 2024年 7月22日現在	第64期 2025年 7月22日現在
1.	期首元本額	7,575,641,145円	7,120,767,719円
	期中追加設定元本額	330,506,176円	309,823,130円
	期中一部解約元本額	785,379,602円	743,135,545円
2 .	受益権の総数	7,120,767,719□	6,687,455,304□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)	)
--------------------	---

(摂血及び利示並引昇首に関する圧心	)		
第63期 自 2023年 7月20日		第64期 自 2024年 7月23日	
至 2024年 7月22日		至 2025年 7月22日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 分配前 期末純資産総額	7,125,305,567円	A 分配前 期末純資産総額	6,699,650,709円
B 決算日 残存元本	7,120,767,719円	B 決算日 残存元本	6,687,455,304円
C 分配可能額(A-B)	4,537,848円	C 分配可能額(A-B)	12,195,405円
D 決算日 残存受益権口数	7,120,767,719口	D 決算日 残存受益権口数	6,687,455,304□
E 1万口当たり分配金額	6.37円	E 1万口当たり分配金額	18.23円
$(C \div D \times 10,000)$		$(C \div D \times 10,000)$	
F 収益分配金額	4,535,929円	F 収益分配金額	12,191,231円

# (金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の状況に関する事項			
	第63期 自 2023年 7月20日 至 2024年 7月22日	第64期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日	
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当時のでは、注意を表している。  「記述のでは、注意を表している。  「記載では、注意を表している。  「記載では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同左	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左	
金融商品の時価等に関する事項			

- 金融同品の時間分に関する事項		
	第63期	第64期
	2024年 7月22日現在	2025年 7月22日現在

貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	<b>売買目的有価証券</b>	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に	同左
	記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第63期(2024年7月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

	<u> </u>
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	58,448
地方債証券	501,593
特殊債券	51,075
親投資信託受益証券	4,710,399
合計	4,216,179

第64期(2025年7月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

	( ) / 15/
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	230,860
地方債証券	605,980
特殊債券	284,012
親投資信託受益証券	19,976,699
合計	19,317,567

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(10当たり情報)

<u>(                                    </u>			
第63期 2024年 7月22日現在		第64期 2025年 7月22日現在	
1口当たり純資産額	1.0000円	1口当たり純資産額	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(1万口当たり純資産額)	(10,000円)

# (4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第454回利付国債(2年)	100,000,000	99,909,860	
国債証券 合計		100,000,000	99,909,860	
地方債証券	平成27年度第11回京都府公募公債	112,400,000	112,372,150	
	平成27年度第2回広島県公募公債	170,000,000	170,007,184	
	平成27年度第1回静岡市公募公債	100,000,000	99,998,852	

	平成27年度第7回神戸市公募公債	100,000,000	99,991,794	
地方債証券 合計		482,400,000	482,369,980	
特殊債券 第251回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券		100,000,000	100,007,968	
	第258回政府保証日本高速道路保有・債務返済機 構債券	100,000,000	100,003,084	
	第76回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,020,936	
特殊債券 合計		300,000,000	300,031,988	
親投資信託受益 ボンド・マザーファンド 証券		5,557,468,215	5,799,773,829	
親投資信託受益証券 合計		5,557,468,215	5,799,773,829	
合計		6,439,868,215	6,682,085,657	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

当ファンドは、「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

ボンド・マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円) 2024年 7月22日現在 2025年 7月22日現在 資産の部 流動資産 預金 121,266,801 コール・ローン 2,568,046,868 397,757,638 国債証券 5,973,474,458 地方債証券 10,273,926,174 2,602,017,053 特殊債券 8,309,812,176 5,220,453,101 社債券 23,081,652,851 28,706,317,523 コマーシャル・ペーパー 997,066,711 未収利息 46,323,791 38,939,543 前払費用 3,896,039 3,163,622 流動資産合計 42,949,507,186 45,394,607,163 45,394,607,163 42,949,507,186 資産合計 負債の部 流動負債 未払金 200,401,000 流動負債合計 200,401,000 負債合計 200,401,000 純資産の部 元本等 元本 43,451,116,183 41,153,243,691 剰余金 剰余金又は欠損金() 1,743,089,980 1,796,263,495 元本等合計 45, 194, 206, 163 42,949,507,186 純資産合計 45,194,206,163 42,949,507,186 負債純資産合計 45,394,607,163 42,949,507,186

# 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)				
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に 基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。			
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券			
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。			
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券			
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。			
	(3)時価が入手できなかった有価証券			
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事 由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を			
	もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。			

# (貸借対照表に関する注記)

		2024年 7月22日現在	2025年 7月22日現在
1.	期首	2023年 7月20日	2024年 7月23日
	期首元本額	52,813,416,182円	
	期首からの追加設定元本額	2,351,025,442円	
	期首からの一部解約元本額	11,713,325,441円	10,742,188,220円
	元本の内訳		
	公社債投信 1 月号	3,367,181,464円	3,202,124,387円
	公社債投信2月号	2,525,468,514円	2,357,687,403円
	公社債投信3月号	2,638,719,118円	2,448,854,634円
	公社債投信4月号	2,794,387,778円	2,652,443,026円
	公社債投信 5 月号	2,601,221,044円	2,441,007,150円
	公社債投信6月号	4,071,163,349円	3,902,622,401円
	公社債投信 7 月号	5,887,999,819円	5,557,468,215円
	公社債投信 8 月号	3,361,137,367円	3,128,026,390円
	公社債投信9月号	2,874,160,638円	2,735,161,965円
	公社債投信10月号	3,849,757,856円	3,667,288,157円
	公社債投信11月号	3,720,566,108円	3,469,948,671円
	公社債投信12月号	5,759,353,128円	5,590,611,292円
	計	43,451,116,183円	41,153,243,691円
2.	受益権の総数	43,451,116,183□	41,153,243,691□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品の状况に関する事項			
	自 2023年 7月20日 至 2024年 7月22日	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日	
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左	
	当、注方売なプーのでは、注方売なでは、注方売なででは、注方売なででは、では、注方ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	同左	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左	

金融商品の時価等に関する事項

	2024年 7月22日現在	2025年 7月22日現在
貸借対照表計上額、	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

		有侧趾分散古青(内国投具后式
	売買目的有価証券	
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	同左
	「有価証券の評価基準及び評価方法」に  記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。	同左
	1000000	

(有価証券に関する注記)

(2024年 7月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

	(1.2)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	26,014,700
特殊債券	15,547,210
社債券	18,573,283
合計	60,135,193

(2025年 7月22日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,526,458
地方債証券	15,035,926
特殊債券	4,385,006
社債券	19,931,624
合計	6,037,150

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日まで に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

2024年 7月22日現在		2025	5年 7月22日現在
1口当たり純資産額	1.0401円	1口当たり純資産額	1.0436円
(1万口当たり純資産額)	(10,401円)	(1万口当たり純資産額)	(10,436円)

#### 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第1288回国庫短期証券	1,000,000,000	996,499,664	
	第1294回国庫短期証券	1,000,000,000	996,649,710	
	第1300回国庫短期証券	1,000,000,000	995,971,520	
	第1307回国庫短期証券	1,000,000,000	995,391,130	
	第1313回国庫短期証券	1,000,000,000	994,992,434	
	第1319回国庫短期証券	1,000,000,000	993,970,000	
国債証券 合計		6,000,000,000	5,973,474,458	

			日吨吨万形口目(门目汉只	
地方債証券	平成27年度第7回北海道公募公債	100,000,000	100,012,487	
	令和3年度第1回愛知県公募公債(5年)	500,000,000	497,737,270	
	平成 2 7 年度第 5 回埼玉県公募公債	100,000,000	100,009,328	
	平成22年度第2回福岡県公募公債(15年)	100,000,000	100,582,624	
	第 1 5 1 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,024,170	
	平成27年度第6回大阪市公募公債	500,000,000	499,928,660	
	第6回横浜市公募公債(20年)	1,200,000,000	1,203,722,514	
地方債証券 合	<del>.</del>	2,600,000,000	2,602,017,053	
特殊債券	第66回株式会社日本政策投資銀行無担保社債(社 債間限定同順位特約付及び分割制限付少人数私募)	400,000,000	398,271,400	
	第16回公営企業債券(20年)	420,000,000	422,713,135	
	F 4 5 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,347,949	
	F 4 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,310,040	
	F 5 2 回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	502,717,400	
	第75回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,022,262	
	第77回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	299,952,440	
	第80回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,851,336	
	第82回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,553,695	
	第84回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,465,930	
	F 1 5 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,155,885	
	F 1 8 1 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,354,000	
	第 9 4 回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	100,000,000	99,694,672	
	第46回独立行政法人福祉医療機構債券	200,000,000	198,853,698	
	第64回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,518,885	
	第74回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	201,924,151	
	第164回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	200,028,480	
	第369回信金中金債(5年)	400,000,000	399,905,008	
	第370回信金中金債(5年)	100,000,000	99,954,428	
	第371回信金中金債(5年)	100,000,000	99,903,606	
	第375回信金中金債(5年)	600,000,000	597,908,447	
	第377回信金中金債(5年)	400,000,000	397,997,236	
	第2回信金中金債(10年)	200,000,000	200,076,796	
	第80回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,017,912	
	第83回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	99,954,310	
特殊債券 合計		5,220,000,000	5,220,453,101	
社債券	第19回成田国際空港株式会社社債(一般担保付)	400,000,000	398,845,800	
	第79回東日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	100,000,000	99,390,479	
	第83回東日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	500,000,000	496,952,395	

		有仙証券報告書(内国投	資信託
第109回東日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	100,000,000	99,860,030	
第85回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	800,000,000	799,336,213	
第86回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	500,000,000	498,367,743	
第88回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	400,000,000	398,001,800	
第28回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	100,000,000	100,000,000	
第29回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	500,000,000	498,770,240	
第30回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	410,000,000	408,087,629	
第79回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	600,000,000	599,834,512	
第83回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	100,000,000	99,857,700	
第24回大和ハウス工業株式会社無担保社債(特定 社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298, 255, 404	
第21回積水八ウス株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	100,000,000	99,342,175	
第16回アサヒグループホールディングス株式会社 無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	1,400,000,000	1,393,390,013	
第19回アサヒグループホールディングス株式会社 無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,668,500	
第18回キリンホールディングス株式会社無担保社 債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	300,000,000	299,556,955	
第19回キリンホールディングス株式会社無担保社 債(社債間限定同順位特約付)	800,000,000	795,073,199	
第6回サントリーホールディングス株式会社無担保 社債(社債間限定同順位特約付)	1,000,000,000	994,981,196	
第22回味の素株式会社無担保社債(特定社債間限 定同順位特約付)	100,000,000	99,687,541	
第20回株式会社三菱ケミカルホールディングス無 担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,099,144	
第37回DIC株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,140,689	
第13回株式会社ブリヂストン無担保社債(社債間 限定同順位特約付)	300,000,000	298,783,824	
第11回株式会社荏原製作所無担保社債(社債間限 定同順位特約付)	100,000,000	99,956,564	
第17回JA三井リース株式会社無担保社債(社債 間限定同順位特約付)	100,000,000	99,965,949	
第18回JA三井リース株式会社無担保社債(社債 間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	100,000,000	99,515,388	
-			

		有1111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	<u> </u>
第23回JA三井リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1,200,000,000	1,196,048,114	
第25回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間 限定同等特約付)	100,000,000	99,469,912	
第26回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間 限定同等特約付)(サステナビリティボンド)	500,000,000	497,410,708	
第 1 8 回豊田通商株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,887,217	
第20回株式会社りそなホールディングス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,009,269	
第28回芙蓉総合リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,477,188	
第36回芙蓉総合リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	497,377,685	
第16回NTTファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	1,500,000,000	1,497,238,781	
第23回NTTファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	400,000,000	397,622,656	
第76回株式会社ホンダファイナンス無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,971,100	
第98回トヨタファイナンス株式会社無担保社債 (社債間限定同等特約付)	200,000,000	199,889,000	
第80回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	500,000,000	497,794,712	
第82回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限 定同順位特約付)	200,000,000	198,809,900	
第61回日立キャピタル株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,487,513	
第187回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	397,559,232	
第201回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,315,632	
第204回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,124,991	
第211回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	398,366,016	
第36回三井住友ファイナンス&リース株式会社無 担保社債(社債間限定同順位特約付)	700,000,000	696,280,851	
第7回三菱HCキャピタル株式会社無担保社債(社 債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,140,000	
第40回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社 債間限定同順位特約付)	500,000,000	497,398,417	
第70回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社 債間限定同順位特約付)	233,000,000	232,990,219	
第23回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	600,000,000	600,139,800	
第26回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	400,000,000	399,063,873	
第38回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	400,000,000	398,958,768	
第 4 回野村ホールディングス株式会社無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	1,400,000,000	1,400,014,297	

		行叫此分報古音(內国:	又貝に武
第 5 回東急株式会社無担保社債(社債間限定同 特約付)(サステナビリティボンド)	順位 700,000,000	698,658,416	
第63回小田急電鉄株式会社無担保社債(社債 定同順位特約付)	間限 400,000,000	400,423,340	
第42回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社 (社債間限定同順位特約付)	賃 900,000,000	902,635,776	
第45回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社 (社債間限定同順位特約付)	債 100,000,000	101,706,305	
第184回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通 (社債間限定同順位特約付)	社債 1,000,000,000	999,695,824	
第73回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債(間限定同順位特約付)	社債 500,000,000	497,412,599	
第 2 4 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債 債間限定同順位特約付)	(社 100,000,000	101,391,228	
第4回東京地下鉄株式会社社債(一般担保付)	330,000,000	334,869,282	
第 2 4 回株式会社商船三井無担保社債(社債間同順位特約付)	限定 200,000,000	200,008,036	
第27回KDDI株式会社無担保社債(社債間同順位特約付)	艰定 300,000,000	299,081,241	
第30回KDDI株式会社無担保社債(社債間同順位特約付)	艰定 1,300,000,000	1,298,777,300	
第32回沖縄電力株式会社社債(一般担保付)	500,000,000	499,843,585	
第4回株式会社ファーストリテイリング無担保 (特定社債間限定同順位特約付)	社債 500,000,000	500,247,658	
社債券 合計	28,773,000,000	28,706,317,523	
合計	42,593,000,000	42,502,262,135	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

## 【公社債投信7月号】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	6,934,876,595円
負債総額	1,270,691円
純資産総額( - )	6,933,605,904円
発行済口数	6,932,963,895□
1口当たり純資産額( / )	1.0001円

## (参考)

ボンド・マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	44,073,161,872円
負債総額	P
純資産総額( - )	44,073,161,872円
発行済口数	42,223,403,551□
1口当たり純資産額( / )	1.0438円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

# (1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容
  - 譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたが、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する

ことができません。 (4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行

安益有は、安託会社がやびを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除さ、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。 (5)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年7月末現在 資本金 17,363,045,900円

> 発行可能株式総数 230,000,000株 発行済株式総数 197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

# (2)会社の意思決定機関(2025年7月末現在)

・株主総会 株主総会は、 取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決 定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事 業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日 (事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役若干名を選定します。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

- (3)運用の意思決定プロセス(2025年7月末現在) 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策

  - 定します。
    3 . 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
    4 . トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
    5 . 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

# 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

		種類	ファンド本数	純資産額 (単位:億円)
投資信	託総合	<u></u>	762	317,676
	株式投	資信託	717	277,914
		単位型	255	6,300
		追加型	462	271,614
	公社債	投資信託	45	39,761
		単位型	32	886
		追加型	13	38,874

#### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

				(単位:百万円)
		第65期 (2024年 3 月31日)		第66期 (2025年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	3	647	3	900
立替金		1,089		1,214
その他	2	2,011	2	3,024
流動資産合計	_	61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	233	1	187
器具備品	1	134	1	108
有形固定資産合計		368	_	295
無形固定資産	_		_	
ソフトウエア		438		478
無形固定資産合計	-	438	-	478
投資その他の資産	_		-	
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計	-	66,398	-	65,006
固定資産合計	-	67,205	-	65,781
資産合計	-	128,640	-	137,750
	-		-	- ,

		(単位:百万円)
	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462

				有価証券報告書(内国投
その他未払金		803		1,002
未払費用	3	4,082	3	4,202
未払法人税等		1,644		3,378
未払消費税等	4	620	4	693
関係会社短期借入金		-		6,690
賞与引当金		2,619		2,881
役員賞与引当金		232		225
その他		683		44
流動負債合計	_	19,547	_	29,291
固定負債	_		_	
退職給付引当金		1,448		1,455
賞与引当金		565		529
役員賞与引当金		56		121
繰延税金負債		295		-
その他		251		231
固定負債合計	_	2,617	-	2,337
負債合計	_	22,165	-	31,629
純資産の部	_		-	
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計	_	5,220	_	5,220
利益剰余金	_		-	
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		82,591		83,753
利益剰余金合計	_	82,591	_	83,753
自己株式	_	2,067	-	2,067
株主資本合計	_	103,107	-	104,269
評価・換算差額等			-	
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		1,155		615
評価・換算差額等合計	_	3,367		1,851
純資産合計	_	106,475	_	106,120
負債純資産合計	_	128,640	_	137,750
	_		-	

# (2)【損益計算書】

						(単位:百万円)
		/ <del></del>	第65期		/ <del></del>	第66期
		(自 至	2023年4月1日 2024年3月31日)		(自 至	2024年4月1日 2025年3月31日)
営業収益						
委託者報酬			75,874			83,264
その他営業収益	1		3,714	1		4,604
営業収益合計			79,588			87,869
営業費用						
支払手数料			32,917			37,898
広告宣伝費			711			645
公告費			3			5
調査費			17,736			18,976
調査費			1,266			1,433
委託調査費			16,445			17,516

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) ア・アビット スコン・ファー ----- 、 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		有価証券報告書(内国投
図書費	23	26
委託計算費	610	617
営業雑経費	881	867
通信費	135	136
印刷費	308	278
協会費	48	50
諸会費	11	18
その他	375	382
営業費用計	52,860	59,011
一般管理費		
給料	10,550	11,085
役員報酬	459	592
役員賞与引当金繰入額	273	289
給料・手当	6,791	7,151
賞与	277	216
賞与引当金繰入額	2,747	2,835
交際費	71	49
寄付金	22	22
旅費交通費	260	273
租税公課	389	646
不動産賃借料	906	836
退職給付費用	388	403
退職金	36	38
固定資産減価償却費	199	193
福利費	1,208	1,187
諸経費	4,661	4,821
一般管理費計	18,694	19,559
営業利益	8,033	9,298

						(単位:百万円)
		(自 至	第65期 2023年 4 月 1 日 2024年 3 月31日)		(自 至	第66期 2024年 4 月 1 日 2025年 3 月31日)
営業外収益						
受取利息			4			10
受取配当金	2		4,946	2		4,356
デリバティブ収益			-			193
有価証券評価益	3		1,113	3		3,063
金銭の信託運用益			399			170
時効成立分配金・償還金			2			2
為替差益			-			162
その他			50			81
営業外収益合計			6,517			8,039
営業外費用						
支払利息			569	2		907
デリバティブ費用			3,494			-
時効成立後支払分配金・償還金			1			2
為替差損			165			-
その他			0			9
営業外費用合計			4,231			919
経常利益			10,319			16,418
特別利益						
投資有価証券売却益			815			210
			41/67			

# 有価証券報告書(内<u>国投</u>資信託受益証券)

特別利益合計	815	210
特別損失		
投資有価証券売却損	174	81
固定資産処分損	52	10
損害賠償損失	167	-
特別損失合計	394	91
税引前当期純利益	10,740	16,537
法人税、住民税及び事業税	2,415	4,349
法人税等調整額	51	157
法人税等合計	2,364	4,192
当期純利益	8,376	12,345

# (3)【株主資本等変動計算書】

# 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
		資本剰余金		利益乗	余金					
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	2,067	99,823			
当期変動額										
剰余金の配当				5,092	5,092		5,092			
当期純利益				8,376	8,376		8,376			
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	3,284	3,284	1	3,284			
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107			

	評化			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高	2,056	488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,467	666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	1,155	3,367	106,475

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

							<u>-W. H/J/D)</u>
		株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107

当期変動額							
剰余金の配当				11,183	11,183		11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,162	1,162	-	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	2,067	104,269

	評值	評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計		
当期首残高	4,523	1,155	3,367	106,475		
当期変動額						
剰余金の配当				11,183		
当期純利益				12,345		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,056	539	1,516	1,516		
当期変動額合計	2,056	539	1,516	354		
当期末残高	2,466	615	1,851	106,120		

# [注記事項]

(重要な会計方針)

<u>( 重要な会計</u>	<u> 力                                   </u>	
	頁目	第66期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 資産の評価 方法		(1) 有価証券
2 固定資産の	D減価償却の方法 (	(3) デリバティブ 時価法 (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建 物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年~15年 器具備品 3年~20年
3 引当金の記	计上基準 (	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

金資産の見込額に基づき、計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は 以下のとおりであります。

#### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

## (2) 投資顧問業務

」 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、 ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得 られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた 固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

#### (3) 成功報酬

グライがファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

#### ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象

- - ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。
- (3) ヘッジ方針

ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジして 

手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しておりま

#### その他財務諸表作成のため 6 の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処 理しております。

## (未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

#### (1)

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるも の。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

#### (重要な会計上の見積り)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 。 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### (貸借対照表関係)

#### 有価証券報告書(内国投資信託受益証券) 第65期 第66期 (2024年3月31日) (2025年3月31日)

1,482百万円

920百万円

248百万円

2 信託資産

建物

器具備品

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益

有形固定資産の減価償却累計額

(流動負債)

未払費用 1.873百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 A Mエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大493百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

有形固定資産の減価償却累計額

建物 1,484百万円 器具備品 872百万円

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益 282百万円

(流動負債)

未払費用 1.921百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大469百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

# (損益計算書関係)

ております。

第65期 2023年4月1日 2024年3月31日)

1 営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれ

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金

4,889百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上して おります。

第66期 2024年4月1日 2025年3月31日)

- 1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれ ております。
- 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金 支払利息

4,048百万円 286百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額3.063百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類    当事業年度期首		当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末

普通株式(株) 2,860,000 - 2,860
---------------------------

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株予	当事業年			
新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度	当事業年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	-	96,000	121,000	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	-	406,000	346,000	-
合計		969,000	-	502,000	467,000	-

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
  - 2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末 現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使する ことができません。

# 4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

<u>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ </u>					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年 6 月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

\- <i>/</i>			- 1	J/U 10 3	717 1 122 - 0.00	• •
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

371 PH- 3 M.3   E-13   1-13   7 - 3	新株予約権の	新株子	予約権の目的となる株式の数(株)			当事業年
新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業 年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	-	121,000	-	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	-	154,000	192,000	-
合計		467,000	1	275,000	192,000	1

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
  - 2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しております が、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

# 4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

(2) 其準日が当事業年度に属する配当のうち 配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

( <i>-)</i>	$\mathbf{x} + \mathbf{y} \in \mathbf{x}$	, on - o			1 <del>x</del> 1 x C 6 0 0	· ·
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年 6 月27日

(リース取引関係)

<u> </u>			
第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1 至 2025年3月31	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リー	- ス料
1 年内	891百万円	1 年内	916百万円
1年超	2,613百万円	1 年超	6,829百万円
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円

#### (金融商品関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた 有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

も晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融間間にはあり入り自程体的 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減 リスクをおけるなどを持ち 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

中場リスク(為質やIIII 信号の変動リスノ)の自実 当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ 取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、 モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替 変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれ の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ技会の評価負 **全動・ハッド間間を動・ヘッと回歴する日間とアッパフィッ取引を行ってのります。母月末にてれてれ**の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定にあるインフットのりち、冶光な市場におりてか成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

## (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

				<u> </u>		
		貸借対照表計上額				
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	3,899	-	3,899		
有価証券						
その他有価証券						
投資信託	7,785	18,141	-	25,927		
資産計	7,785	22,041	-	29,827		
デリバティブ取引(*1)						
株式関連 (*2) ´ ´	309	-	-	309		
通貨関連 (*3)	-	367	-	367		
デリバティブ取引計	309	367	-	677		

- )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな で示しております。 る項目については、
- 2)株式関連のデリバティブ取引の 309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含 ( まれております
- )通貨関連のデリバティブ取引の 367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれておりま

#### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済される ため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 産

資

#### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買 取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場 価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

# デリバティブ取引

## 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

# 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## (注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	( 干世・ロ/ハリノ
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

#### 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・五下田)

				<u>(単位:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			

未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	-
合計	53,440	169	2,483	-

2025年3月31日) 第66期(自 2024年4月1日

1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた め、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

リリスクをヘッジしております。 上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理 当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ 取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、 モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替 変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれ の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損 益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融 商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスク 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

グラス・ハン、スパスの日にスピッとを こる こる こる この こりの日頃 当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するととも に、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つ のレベルに分類しております

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当 該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

#### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

				( <del></del>		
		貸借対照表計上額				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
金銭の信託	2,418	14,651	-	17,070		
有価証券						
その他有価証券						
投資信託	4,097	11,342	-	15,440		
資産計	6,516	25,994	-	32,510		
デリバティブ取引(*1)						
株式関連 (*2) ´ ´	159	-	-	159		
通貨関連 (*3)	- 1	341	-	341		
デリバティブ取引計	159	341	-	501		

- 1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。
- )株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれておりま ( す
- ) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含ま 3 れております。

#### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間(1 年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 現金・預金、

# (注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

# 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には 基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場に おける相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

# 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

# デリバティブ取引 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

# (注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。 (単位:百万円)

	(十四・ログリュ)
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

## 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・五万田)

				(単位:白力円)
	1 年以内	1 年超	5 年超	10年超
	1 年以内	5 年以内	10年以内	10千起
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	-	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

# (有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 子会社株式及び関連会社株式

	(単位:百万円)
	貸借対照表計上
	額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

#### 2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	24,313	17,701	6,611
るもの	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	1,613	1,769	156
か取得原価を超えないもの	小計	1,613	1,769	156
合計		25,927	19,471	6,455

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
  - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,540百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位・五万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
投資信託	8,145 1,057		167	
合計	8,145	1,057	167	

# 4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

/出位,五七四)

	(里位:白万円)		
	貸借対照表計上		
	額		
子会社株式	26,371		
関連会社株式	18,635		

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

				(単位:白 <u>/</u> 月月)
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	12,903	9,123	3,780
るもの	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額が即得原便を招き	投資信託	2,536	2,809	273
が取得原価を超えないもの	小計	2,536	2,809	273
合計		15,440	11,933	3,506

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
  - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,571百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位・百万円)

			<u> </u>	
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
投資信託	5,849	764	45	
合計	5,849	764	45	

#### 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	(早位:白万円) 当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

# (デリバティブ取引関係)

#### 第65期(2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	-	309	309
合計		15,077	-	309	309

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

# (2)通貨関連

該当事項はありません。

# ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,465 84 542 2,979 2,172	-	268 2 17 17 60
合計			12,243	-	367

# (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

( · ) // // // /	L.				
種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	-	159	159
合計		17,846	-	159	159

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

#### (2) 诵貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	-	39	39
合計		6,696	-	39	39

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

# ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

#### 诵貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル ユーロ 香港ドル 人民元	投資有価証券	6,651 180 2,796 1,067 1,473	-	326 1 2 38 18
合計			12,167	-	381

#### (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

#### (持分法捐益等)

第65期	第	第66期	
(自 2023年4月1日	(自 202	24年4月1日	
至 2024年3月31日)	至 202	25年3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	連会社に持分法を適用し		
(単位:百万月		(単位:〕	百万円)
(1)関連会社に対する投資の金額 5,34	)関連会社に対する投資(	の金額	5,341
(2)持分法を適用した場合の投資の金額 17,69	)持分法を適用した場合(	の投資の金額	18,436
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,47	)持分法を適用した場合(	の投資利益の金額	2,427

(退職給付関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(白力円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	110
退職給付債務の期末残高	1,407

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

# (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

0.7%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	34
退職給付の支払額	133
退職給付債務の期末残高	1,387

# (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

•		11331—
	退職給付債務	1,387
	未積立退職給付債務	1,387
	未認識数理計算上の差異	67
	貸借対照表に計上された負債の額	1,455
	退職給付引当全	1 455

退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

# (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率

1.5%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

(ストックオプション等関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)		2017年度ストックオプション(1)	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月27日		2018年 4 月27日	
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることをでし、それぞれ保有する新外の1、3分の1、3分の1ずの1、3分の1、3分の1、3分の1ずの権の行使時において、当社が株式公		2020年4月27日(以 能初日」といいます。 行使可能初日訪を日の 32年経過員等の地位 し、それで、3分の1、3分の1、 権利確定時において、 権の行けることを要	)経使日あ新3、当 当しが原と約1ず 当しがでこうの新なが でこうの新りの が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで		付与日から、権利行例 2年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日		2020年4月27 2028年4月30	

## (注) 株式数に換算して記載しております。

# (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

#### (注) 株式数に換算して記載しております。

### 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
  - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

- 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況 (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)		2017年度ストックス	ナプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月27日		2018年 4 月27日	
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで息とをして従業員等の地位にあることを使し、それぞれ保有する新株予の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分		2020年4月27日(以 能初日」といいます。 行使可能が日から15 翌日、経過号には ら2年業業では し、それでは 3分の1、3の1、 権利では 権の行けることを要す	)経球では、 ・過可まる ・過可まる株分本が を権するが、 ・当し初原と約 ・のがでこうの ・のがと要の ・のでは、 ・ので
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで		付与日から、権利行例 2 年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27 2027年4月30		2020年4月27 2028年4月30	

## (注) 株式数に換算して記載しております。

# (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

# (注) 株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

<u> </u>		
	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
  - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

1	′税效	果多	┼╡彡	焽	系)	١
١	1767	ノヘム	<b>&gt;</b>	ᄓ죄	7J \	,

第65期	第66期
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

1			. =	・アセットマネンスン
の内訳				有価証券報告書(内国
(単位:百万円) 緑延税金資産 賞与引当金 975 投資有価証券評価損 8 関係会社株式評価損 52 退職給付引当金 443 固定資産減価償却費 80 婦経エペッジ損益 510 その他 679 繰延税金資産小計 2,750 評価性引当金 52 繰延税金資産合計 2,697 繰延税金資産合計 2,697 繰延税金資産合計 2,697 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 2,044 その他 948 繰延税金負債合計 2,992 繰延税金負債の純額 295 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない 1月目 受取配当金等永久に益金に算入されない 1月目 での他 1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%		<b>の発生の王な原因別</b>		り発生の王な原因別
	の内訳	/¥/- ====	の内訳	/¥/- <del></del>
賞与引当金 投資有価証券評価損 関係会社株式評価損 這職給付引当金 場延へッジ損益 その他 (特証税金資産小計 業延税金資産合計         8 2,750 (持証税金資産合計         賞与引当金 投資有価証券評価損 30 (高元資産減価償却費 (毎 (新延税金資産)付 (新延税金資産小計 (表元の他 (報延税金資産合計         443 (国職給付引当金 (52 (持証税金資産小計 (表元の他 (持工)当金 (表元の他 (持工)等 (表元の他 (持工)等 (表元の他 (持工)等 (表元の他 (持工)等 (表元の間に重要な差異があるときの、当該差異の原 (国となった主要な項目別の内訳         2,044 (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の間に重要な差異があるときの、当該差異の原 (国となった主要な項目別の内訳         496 (表元の他 (表元の (表元の他 (表元の (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の他 (表元の	ルロスエモン・クロウ	(単位:日万円)	ルロフゴエム人ンタマナ	(単位:日万円)
投資有価証券評価損		075		1 047
関係会社株式評価損 52 退職給付引当金 443 退職給付引当金 457 固定資産減価償却費 80 協定資産減価償却費 80 協定資産減価償却費 69 線延へッジ損益 283 その他 679 線延税金資産小計 2,750 評価性引当金 52 線延税金資産合計 2,697 解延税金資産合計 2,697 解延税金資産合計 2,697 解延税金資産合計 2,694 解延税金資産合計 2,694 解延税金資産合計 2,694 解延税金負債 その他有価証券評価差額金 2,044 その他 948 解延税金負債の純額 295 解延税金資産の純額 496 名の他 976 解延税金負債の純額 295 常定 成立なった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内訳 は定するときの、当該差異の因となった主要な項目別の内部 は定するに算分されない項目 0.6 解整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 その他 1.1 が項目 での他 2.2 が対果会計適用後の法人税等の負担率 25.3 が対果会計適用後の法人税等の負担率 25.3 が対果会計適用後の法人税等の負担率 25.3 が対象果会計適用後の法人税等の負担率 25.3 を対象に対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対する				
退職給付引当金 443 退職給付引当金 457 固定資産減価償却費 80 接延へッジ損益 283 その他 679 操延税金資産小計 2,750 評価性引当金 52 操延税金資産合計 2,697 操延税金資産合計 2,697 操延税金資産合計 2,697 操延税金負債 その他有価証券評価差額金 2,944 その他 948 保延税金負債の統額 295 禁延税金資産の統額 295 禁延税金資産の統額 496 なった主要な項目別の内訳 は定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 は定実効税率 30.6% (調整)交際費等永久に損金に算入されない項目 その他 1.1% で変取配当金等永久に益金に算入されない項目 その他 1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3		_		
固定資産減価償却費				
繰延へッジ損益 510				_
その他 679				
##延税金資産小計 2,750 操延税金資産小計 2,748 操延税金資産合計 2,697 操延税金資産合計 2,697 操延税金資産合計 2,694 操延税金負債 その他有価証券評価差額金 2,044 その他 948 操延税金負債合計 2,992 操延税金負債の純額 295 操延税金資産の純額 295 操延税金資産の純額 295 とこの他 948 は正実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 206 とこの間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2 法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2 受配配当金等永久に益金に算入されない項目 2 受配配当金等永久に益金に算入されない項目 その他 1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3%				
評価性引当金 繰延税金資産合計52 2,697評価性引当金 繰延税金資産合計54 2,694繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 終延税金負債合計 繰延税金負債合計 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳2,044 948 2,992 295その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳1,221 2,198 2,198 2,2198 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 3 4 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 				
繰延税金資産合計 2,697				
繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 2,044 その他 948 繰延税金負債合計 2,992 繰延税金負債の純額 295  2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 その他 1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.5%				
その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計 繰延税金負債の純額       2,044 948 2,992 295       その他有価証券評価差額金 496       1,221 その他 線延税金負債合計 線延税金資産の純額       2,198 線延税金資産の純額         2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳       2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の 因となった主要な項目別の内訳         法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない 10.9% い項目 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率       1.2% 200 200 200 200 200 200 200 200 200 2	裸些祝玉真座古計 	2,697	裸匹枕玉真座言計 	2,694
その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計 繰延税金負債の純額       2,044 948 2,992 295       その他有価証券評価差額金 496       1,221 その他 線延税金負債合計 線延税金資産の純額       2,198 線延税金資産の純額         2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳       2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の 因となった主要な項目別の内訳         法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない 10.9% い項目 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率       1.2% 200 200 200 200 200 200 200 200 200 2	<b>妈双科本名</b> 唐		<b>妈双码会存</b>	
その他 繰延税金負債合計 繰延税金負債の純額948 2,992 繰延税金負債の純額その他 2,992 繰延税金負債合計 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳その他 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 4 9 6 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 9 4 9 7 2 		2 044		1 221
繰延税金負債合計 2,992 繰延税金負債の純額 295 線延税金負債合計 2,198 繰延税金負債の純額 295 295 295 295 295 295 295 295 295 295				
繰延税金負債の純額   295				
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳 30.6% 法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない 項目 受取配当金等永久に益金に算入されない 項目 その他 1.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3				
(調整)       (調整)         交際費等永久に損金に算入されない項目       1.2%         受取配当金等永久に益金に算入されない項目       で収入されない項目         その他       1.1%         税効果会計適用後の法人税等の負担率       22.0%    (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 その他 6.3 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3	率との間に重要な差異があると	さの、当該差異の原	率との間に重要な差異があると	
交際費等永久に損金に算入されない項目       1.2%       交際費等永久に損金に算入されない項目       0.6         受取配当金等永久に益金に算入されない項目       10.9%       い項目       その他       6.3         その他       1.1%       その他       0.4         税効果会計適用後の法人税等の負担率       22.0%       税効果会計適用後の法人税等の負担率       25.3	法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 その他 1.1% その他 0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3				
い項目       10.9%       い項目       0.4         その他       1.1%       その他       0.4         税効果会計適用後の法人税等の負担率       22.0%       税効果会計適用後の法人税等の負担率       25.3	項目	1.2/0	項目	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3		Sれな 10.9%		hな 6.3%
	その他	1.1%	その他	0.4%
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び減	税効果会計適用後の法人税等の負	9担率 22.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担	担率 25.3%
税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法 第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い 2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防			税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する活 第13号)」が2025年3月31日に成立	去律(令和7年法律 エしたことに伴い、

2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算 に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年 4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込ま れる一時差異等については31.5%になります。この税 率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税 金負債を控除した金額)が26百万円減少し、法人税 等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額 金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少 しております。

# (関連当事者情報)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 関連当事者との取引 (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社

									777 10 11	
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							資金の返済 (シンガポール ドル貨建) (注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社 短期 貸付金	-
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD干)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	-
							関係会社株式 の取得 (注2)	13,412	-	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,950 (USD 20,000干)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注4)	1,828	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しておりました。
- 2. Nikko Asset Management International Limitedが保有する関連会社AHAM Asset Management Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。
- 3.Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 4 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以 下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相 場で円貨に換算したものであります。

資産合計 41,322百万円 負債合計 8,314百万円 純資産合計 33,008百万円

営業収益 18,682百万円 税引前当期純利益 6,005百万円 4,538百万円 当期純利益

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
----	--------------------	-----	------------------	-----------	-------------------------------	-----------------------	-------	------------	----	---------------	--

	Nikko Asset	>.\.\+	222 260	アセット	古拉		資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000干)
子会社	Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	286 (SGD 2,532干)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注3)	7,360	-	-

# (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しております。
- 2.Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 3 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 46,582百万円 負債合計 7,834百万円 純資産合計 38,748百万円

営業収益 18,712百万円 税引前当期純利益 6,127百万円 当期純利益 4,588百万円

# (セグメント情報等) セグメント情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 関連情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりま す。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。
- 2 地域ごとの情報
- (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### (収益認識関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
1 株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社 株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないた め記載しておりません。

1株当たり当期純利益全類の管定上の基礎は、以下のとおりであります

2 「休日にリヨ朔紀列血並領の昇足工の	<u> </u>	<u> </u>
項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	2016年度ストックオプション (2)121,000株、 2017年度ストックオプション (1)346,000株	2017年度ストックオプション (1)192,000株

1 株当たり尓姿彦頞の質宝上の其礎は、以てのとおりでなります

	<u>wrocoveovas.</u>	
項目	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

#### (重要な後発事象) 該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (1)日こまたはてい私神区でしては執行区とい同にのける状況を行なつことを内谷とした理用を行なつこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
  (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
  (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
  (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を 行ないました。

・商号の変更(アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更)

# (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要> 名称 :株式会社日本カストディ銀行 資本金の額 :51,000百万円(2025年3月末現在) 事業の内容 :銀行を保証者を関する法律に ままである。またに基づき銀行者のよとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。 再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託 受託者へ移管することを目的とします。

# (2)販売会社

<u>)                                    </u>		
名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
十六TT証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン 1	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	種金融商品取引業を営んでい   ます。
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	x 9 。
八十二証券株式会社	3,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
マネックス証券株式会社 1	13,195百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	

<sup>1</sup> 募集の取扱いを行ないません。

## 2【関係業務の概要】

- (1)受託会社
- ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。 (2)販売会社 日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

#### 3【資本関係】

- (1)受託会社
  - 該当事項はありません。
- (2)販売会社

該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年10月22日	有価証券報告書
2025年 4月18日	半期報告書
2025年 6月 4日	有価証券届出書

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

# 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

公吣女们工 扒 小 115 12

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連

EDINET提出書類

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不 備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年10月8日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 辻村 和之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 榊原 康太

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信7月号の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信 7月号の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断し ている。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規 定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。